

飯山スキー100周年記念 第38回飯山市駅伝大会開催要項

- 1 目的 この大会を通して市民のスポーツに対する関心と意欲を高めるとともに、地域の連帯と体力づくりの輪をさらに大きく発展させることを目的とする。
- 2 主催 飯山市 飯山市教育委員会 飯山市体育協会
飯山市公民館
- 3 主管 飯山市駅伝大会実行委員会
- 4 後援 飯山市子ども会育成連絡協議会 北信濃新聞社 (株)テレビ飯山
- 5 期日 平成23年10月9日(日) 雨天決行
市長挨拶 午前8時10分 スタート地点
スタート 午前8時30分 勤労者体育館
フィニッシュ 午前10時40分(予定) 城北グラウンド
閉会式 競技終了後 城北グラウンド
- 6 コース 16区間 38.9km 各区間については別紙
- 7 競技規則 日本陸上競技連盟駅伝競走規準、及び本大会競技細部取り決め事項による。
- 8 チーム 各地区単位とし、参加チーム数は正規・オープン合わせて各地区4チームまでとする。
編成 なお、チーム編成は次のとおりとする。また、監督は兼務できるものとする。
小学生男子1名 小学生女子1名 小学生(男女不問)3名
中学生男子2名 中学生以上女子1名 15才~30才未満3名
30才以上3名 年齢・性別フリー2名 計16名
(年齢起算日は平成23年4月1日とする)
- 9 参加資格 市内各地区に居住している者とし、飯山市に住民登録があり、生活の本拠が飯山市にある者。
また、市外居住の学生については、出身地区より出場することができる。
- 10 参加申込 9月30日(金)までに別記様式により、飯山市教育委員会事務局スポーツ生涯学習課スポーツ振興係(〒389-2292 飯山市大字飯山1110-1 電話62-3111 内線353 FAX62-5990)まで申し込むこと。
- 11 表彰 (1) 総合6位までのチームを入賞とし、表彰する。
参加者表彰について、10回、20回及び30回参加者を表彰する。
なお、女子については5回参加者も表彰する。
(2) 各区間優勝者に区間賞を授与する。
(3) 各チーム敢闘者に飯山スキー100周年記念として特別賞を授与する
- 12 その他 (1) 15才~30才未満の選手編成は、上位の代から補ってもよい。
また、30才以上の選手編成は1名のみ中学生以上女子で補うことができる。
(2) 区間走者は、小学生及び中学生以上女子を限定し、それ以外はフリーとする。
 - ・小学生男子 11区 2.3km
 - ・小学生女子 10区 1.7km
 - ・小学生(男女不問) 3区 2.0km 14区 2.1km 16区 1.9km
 - ・中学生以上女子 4区 2.5km(3) 競技中に生じた事故について、応急処置はするが、以後の責任は負わない。

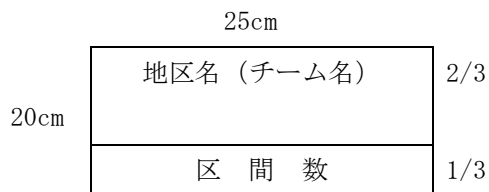
競技細部取り決め事項

- 1 大会コースは別紙コース図のとおりとする。
- 2 大会当日の監督会議は午前7時30分から、勤労者体育館で行う。
- 3 競技上の取り決め
 - (1) 引き継ぎ方法は、中継線と白線（進行方向10m）の間でのタスキの受け渡しによる。
 - (2) 走路は、必ず道路の左側とし、右カーブの内回りは絶対にしないこと。
 - (3) 途中某区間における棄権、反則等のため失格となったチームは、次走者より競技を続行して差し支えない。但し次区間の走者は最終走者が通過後にスタートする。
 - (4) 選手変更については次のとおり認めることとする。
 - ①控え選手からの変更。
 - ②チーム間（A、Bチーム間等）の一方通行の変更。

ただし、同一チーム内の走者の区間変更は認めないこととする。

また、控え選手名簿に登録がない選手からの変更も認めるが、その場合は控え選手名簿に追加登録し、選手変更届とあわせて提出すること。
 - (5) 選手変更のあるチームは選手変更届用紙に記載し、大会当日の午前7時10分までに勤労者体育館受付所に40部作成して提出すること（時間厳守）。

また、それ以降の変更は一切認めない。
 - (6) 伴走車（監督車）は一切認めない。
 - (7) 安全指導車（バイク）を主催者で配置する。
- 4 繰り上げスタート
競技運営の都合により、第2中継所 大関橋東、第5中継所 上境駅、第12中継所 いずみだい保育園、第14中継所 飯山高校の4箇所にて、先頭通過後10分で繰り上げスタートを行う。
- 5 ナンバーカード
ナンバーカードは、胸、背に着用することとし、様式は次のとおりとする。



- 6 選手点呼について
それぞれの中継所において、通過予定時刻の30分前にチーム点呼、10分前に本人点呼を行う。
本人点呼では、ナンバーカードの確認を行う。
- 7 輸送車について
 - (1) 選手の輸送車両は必要最小限とし、事務局で用意したステッカーを車の前後、はっきりと見える位置に掲示すること。
 - (2) 選手輸送車は走者の中へ割り込まないこと。また、原則として後走車の後を走ること。
 - (3) 中継所前後100m以内は、すべての車について駐車禁止とする。
 - (4) 必ずシートベルトを着用すること。